設計変更理由書

神戸市

工　事　名	西垂水２１０号線防災対策工事

契約変更後の工事概要

重力式擁壁工：V=11m3、車両用防護柵：L=7.5m
ひび割れ補修工：L=2.6m、ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工：A=39m2
構造物撤去工：N=1 式

設計変更の理由

(1)　試験掘削について
大阪ガスと協議を行った結果、地下埋設管の詳細な位置確認のため試験掘削が必要となった。そのため、作業土工が増工となる。

(2)　排水工の追加について
試験掘削の結果、掘削範囲に不明管（雨水）の埋設が判明し、撤去・復旧が必要となった。そのため、管渠工が追加となる。

(3)　残存型枠の追加について
隣接する民間建築物が道路敷に近接しており、重力式擁壁の型枠設置に必要なスペースの確保が困難であることが判明した。そこで、民地側の型枠のみ残存型枠に変更することとした。そのため、残存型枠の材料費が追加となる。

(4)　嵩上げコンクリートの高さ変更について
現地踏査の結果、擁壁上の嵩上げコンクリートが防護柵支柱の曲げ部と干渉することが判明した。そのため、嵩上げコンクリートの高さを 300 ㎜から 150 ㎜に変更し、防護柵に横ビームを追加することとした。そのため、防護柵加工費が増額となり、嵩上げコンクリート工が減額となる。

(5)　その他数量精査による

※　原議用、経理課用の２部作成すること